第1回高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時 令和4年5月12日(木) 9時00分から 場所 県庁12階 特別会議室

次 第

- 1 高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置について
- 2 事案の発生状況等について
- 3 各班の対応状況等について
- 4 その他

高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置について

一関市の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患 畜が確認されたことから、令和4年5月12日9時00分に、高病原性鳥 インフルエンザ対策本部を設置した。

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び本県の防疫対応について

1 飼養施設の概要

(1) 飼養施設:一関市の家きん飼養施設

(2) **飼養目的**:展示用

(3) **鳥類の飼養状況**:エミュー5羽、だちょう8羽、その他鳥類約80羽

2 経緯

5月10日(火)18:30	飼養施設から県南家畜保健衛生所(以下「県南家保」という。)					
	に、鳥インフルエンザを疑う異常家きんの発生について報告					
11 日(水)12:30	県南家保が飼養施設に立入し、簡易検査を実施した結果 「陽					
	性」を確認					
12日(木)6:00	中央家畜保健衛生所において遺伝子検査(PCR検査)を実					
	施し、再度「陽性」を確認					
同 9:00	国において疑似患畜と判定					

3 これまでに行った措置等

- (1) **発生飼養施設**に対し、エミュー等や排せつ物等の移動自粛、部外者の立入制限など、 まん延防止措置の徹底を要請
- (2) 県内で100羽以上を飼養するすべての農場に、県内において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨を情報提供。**侵入防止対策を注意喚起**

4 今後の対応

- (1) 本部会議終了後、発生飼養施設でのエミュー等の殺処分を開始
- (2) 発生飼養施設から半径 3 km 以内の農場に対し飼養鶏等の**移動を禁止(移動制限区域)、**半径 10 km 以内の農場に対し飼養鶏等の**搬出の制限(搬出制限区域)を指示**(県告示)
- (3) 制限区域内を越えて往来する畜産関係車両等の消毒を実施する**消毒ポイントを設置**(県内5か所、宮城県1か所)
- (4) 半径 3 km 以内の農場において、飼養鶏の**異常の有無を検査**

5 風評被害の防止

今回の疑似患畜は、展示用であり、肉や卵が市場に出回ることはなく、我が国の現状において、鳥インフルエンザに感染した家きんの肉や卵を食べても、人が本病に感染する可能性は無いと考えられており、心配する必要は無いことを周知

6 注意喚起・情報提供

県民、県内養鶏場、市町村、関係機関・団体への注意喚起を随時実施し、ホームページ等を活用して発生情報や防疫対応を情報提供

7 農林水産省からの支援

発生原因調査のため疫学調査チームが、発生飼養施設への立入調査を実施(12日)

防疫措置の概要

1 発生家きん飼養施設の防疫措置

初動が最も重要であるため、原則として 24 時間以内の殺処分、72 時間以内の封じ込めを 迅速に行い、感染拡大を防止(飼養規模考慮し、完了日を設定)

- (1) 患畜、疑似患畜の特定
- (2) 家きん*の評価
- (3) 殺処分及び死体の埋却
- (4) 汚染物品の処分
- (5) 家きん飼養施設等の消毒
- ※ 家きん:鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

2 移動の制限

- (1) **移動制限**: 家きん飼養施設を中心に、半径3km以内の区域について、家きん等の移動 を禁止
- (2) 搬出制限: 家きん飼養施設を中心に、半径 10 k m以内の移動制限区域に外接する区域を 設定し、感染拡大を防止

3 消毒ポイントの設置

感染拡大防止のため、家きん飼養施設から半径3km及び10km地点を中心に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両を消毒

4 調査・検査

(1) 疫学調査

家きん飼養施設における過去 21 日間の家きん、人、車両の出入りを確認し、関連農場を 調査

(2) 発生状況確認検査

移動制限区域内の農場に立入、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施

(3) 清浄性確認検査

家きん飼養施設の防疫措置完了後10日が経過したのち、上記(2)と同様の検査を実施

5 移動制限の解除

家きん飼養施設の防疫措置完了後21日が経過したのち、移動制限を解除

6 風評被害の防止

感染した家きんの肉、卵が市場に出回ることはなく、我が国の現状において家きんの肉や 卵を食べても、人が鳥インフルエンザに感染する可能性は無いと考えられており、心配する 必要は無いことを周知

7 注意喚起・情報提供

県民、県内養鶏場、市町村、関係機関・団体への注意喚起を随時実施し、ホームページ等 を活用して発生情報や防疫対応を情報提供

高病原性鳥インフルエンザ消毒ポイント (令和4年5月12日現在)

畜産関係車両対象

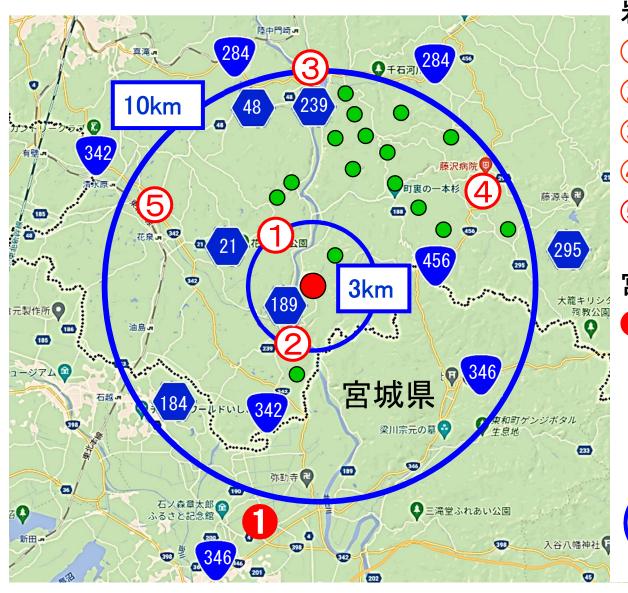
1 岩手県

<u> </u>	l 右手除							
No.	設置区域	施設等の名称	場所	近隣の主要道路	消毒方式	消毒時間	備考	
1	移動制限区域 (半径3km)	一関市日形市民センター	一関市花泉町日形井戸沢38-2	県道21号	噴霧	24時間	5月12日9時 運営開始予定	
2		曲田地区健康センター	一関市藤沢町黄海下曲田417-14	県道189 号	噴霧	24時間	5月12日9時 運営開始予定	
3	山 搬出制限区域	一関市川崎支所	一関市川崎町薄衣字諏訪前137	国道284号	噴霧	24時間	5月12日9時 運営開始予定	
4		一関市藤沢支所	一関市藤沢町藤沢町裏187	国道456号	噴霧	24時間	5月12日9時 運営開始予定	
5		JAいわて平泉 カントリーエレベーター	一関市花泉町花泉下舘126-1	国道342号	噴霧	24時間	5月12日9時 運営開始予定	

2 宮城県

No.	設置区域	施設等の名称	場所	近隣の主要道路	消毒方式	消毒時間	備考
1	搬出制限区域外	登米市中田庁舎	登米市中田町上沼字西桜場	国道346号	噴霧	24時間	5月12日9時 運営開始予定

□ 高病原性鳥インフルエンザ消毒ポイント 令和4年5月12日現在



岩手県

- 1 一関市日形市民センター
- ② 曲田地区健康センター
- ③ 一関市川崎支所
- 4 一関市藤沢支所
- ⑤ JAいわて平泉 カントリーエレベーター

宮城県

- 登米市中田庁舎
 - 養鶏場
 - 発生家きん飼養施設

